

●香川県告示第127号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者が家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成25年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 実施の目的

ヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域

3の(1)及び(2)については、さぬき市、観音寺市、三豊市、まんのう町及び小豆島町、3の(3)から(7)までについては、香川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 前号の牛と同一施設内で飼育している牛
- (3) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛
- (4) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛
- (5) 発生地域から搾乳に供する目的で導入する雌牛
- (6) 家畜受精卵の採取の用に供する雌牛
- (7) その他知事が検査を必要と認める牛

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

5 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、リアルタイムPCRによる検査、ヨーニン検査及び臨床検査